

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 健康福祉政策課

法令名	調理師法施行令			法令番号	昭和33年 政令第303号		
手続名	調理師免許証再交付			根拠条項	第14条第1項・第2項・第3項・第4項		
審査基準	調理師免許証再交付申請に必要な書類 (1) 申請書 (2) 収入証紙・・・3,600円 (3) 免許証（破り、汚した場合） 調理師法施行令 （免許証の再交付） 第14条 調理師は、免許証を破り、よごし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。 2 前項の申請をするには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。 3 免許証を破り、又はよごした調理師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を添えなければならない。 4 調理師は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に、これを免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。						
	受付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	処理 機関	健康福祉政策課	交付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	標準処理期間 20日 標準経由期間 10日